

三田市民病院と済生会兵庫県病院の 再編統合による新病院整備事業 に係る

環境影響評価事前配慮書

令和 7 年 5 月

三 田 市

目 次

第 1 章 事業計画の概要	1-1
1.1 事業者の氏名及び住所	1-1
1.2 対象事業の名称	1-1
1.3 対象事業の種類・位置・規模及び目的その他対象事業の計画案	1-1
1.3.1 事業の種類	1-1
1.3.2 事業実施区域の位置	1-1
1.3.3 事業の規模	1-1
1.3.4 事業の目的	1-2
1.3.5 事業実施区域の選定経緯、妥当性	1-2
1.3.6 対象事業の計画案	1-6
1.3.7 対象事業の工事計画	1-7
第 2 章 事業実施区域及びその周囲の概況	2-1
2.1 調査対象地域の設定	2-1
2.2 地域の自然的状況	2-4
2.2.1 地象	2-4
2.2.2 水象	2-7
2.2.3 気象	2-9
2.2.4 植物	2-11
2.2.5 動物	2-28
2.2.6 生態系	2-47
2.2.7 人と自然との触れ合いの活動の場	2-50
2.2.8 景観	2-52
2.2.9 文化環境	2-54
2.3 地域の社会的状況	2-60
2.3.1 人口等	2-60
2.3.2 産業	2-61
2.3.3 交通	2-62
2.3.4 地域社会	2-67
2.3.5 土地利用等	2-71
2.3.6 水域利用等	2-75
2.3.7 環境関連社会資本	2-78
2.3.8 地域地区の指定及び計画等	2-81
2.3.9 環境保全に関する計画	2-118
2.4 環境の状況	2-124
2.4.1 大気質	2-124
2.4.2 騒音	2-132
2.4.3 振動	2-132

2.4.4 悪臭.....	2-132
2.4.5 水質.....	2-134
2.4.6 ダイオキシン類.....	2-137
2.4.7 温室効果ガス.....	2-138
2.4.8 公害苦情の発生状況.....	2-138
第3章 事前配慮事項の検討.....	3-1
3.1 事前配慮の内容.....	3-1
3.2 事前配慮結果及び計画案が環境に及ぼす影響の概略的な予測結果、並びに相互比較 による評価結果.....	3-7
3.2.1 事前配慮の項目並びに調査、予測及び評価の手法.....	3-7
3.2.2 調査、予測及び評価の結果.....	3-13
3.2.3 総合評価.....	3-63
3.3 事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重点事項.....	3-64
3.3.1 土地の造成計画.....	3-64
3.3.2 建築工事計画.....	3-64
3.3.3 工事着工後の管理計画.....	3-64
3.3.4 施設計画.....	3-65
3.4 事前配慮の実施により期待される環境の改善に係る効果について調査する方法.....	3-65
3.5 その他事前配慮の実施に係る事項.....	3-65
第4章 対象事業の内容によって個別に記載する事項.....	4-1
第5章 受託者に関する情報.....	5-1

資料編

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図 1/25,000、神戸市発行の都市計画図 1/2,500 を使用したものである。

第1章 事業計画の概要

1.1 事業者の氏名及び住所

事業者の名称：三田市

事業者の住所：兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

代表者の氏名：三田市長 田村克也

1.2 対象事業の名称

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業

1.3 対象事業の種類・位置・規模及び目的その他対象事業の計画案

1.3.1 事業の種類

宅地の造成（第2類事業）：造成面積 約 67,000m²（自然地の改変面積 約 64,000m²）

1.3.2 事業実施区域の位置

神戸市北区長尾町宅原 3850 番地 他（図 1.3-1 参照）

1.3.3 事業の規模

敷地面積：約 76,000m²

建築面積：約 10,000m²

延床面積：約 41,000m²

病 床 数：425 床

診 療 科：35 診療科

病 院 棟：6 階～8 階（検討中）

建物構造：免震構造

駐 車 場：約 1,300 台

そ の 他：（病院棟以外の施設）駐輪場、院内保育所を想定。

（上下水道）利水は上水道とし、生活排水等の排水は公共下水道に接続を検討中。

また、雨水排水は、雨水貯留槽（調整池）を設置し、事業実施区域
北側の長尾川支川に排水を検討中。

（地下水の熱源利用）施設の省エネルギー化等のため導入を検討中。

（公共交通機関の利用促進策）定期バス運行、シャトルバス運行を検討中。

1.3.4 事業の目的

三田市民病院は、平成 7 年に現在の位置に開院して以来、救急医療を中心とする急性期医療に重点を置き、「市内の急性期医療さいごの砦」として、市民の命を守る役割を担ってきた。

また、済生会兵庫県病院は、平成 3 年に現在の位置に開院して以来、救急医療、小児医療、周産期医療への取り組みに重点を置き、北神地域の中核病院として地域の住民の命を守る役割を担うとともに、神戸市内唯一の地域周産期母子医療センターを持つ医療機関として、神戸市域を超え広域で重要な役割を果たしてきた。

しかし、両病院ともに現在は、高齢化のさらなる進展に伴う疾病構造の変化や医療技術の高度化への対応、新専門医制度や医師の働き方改革による医師の確保、さらに施設の老朽化への対応など、多くの課題を抱えている。

こうした中、令和 3 年 6 月に三田市と神戸市で共同設置した「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」において、専門的立場、医療現場や地元利用者の立場から検討いただいた結果、三田・北神地域において必要な急性期医療を将来にわたって確保していくためには、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合が最も望ましいこと、また、設置場所については両病院の中間地点が望ましい旨の報告書をいただいた。

そして、令和 4 年 6 月には、三田市民病院（三田市）、神戸市、済生会兵庫県病院の三者による協議を踏まえ、三田市は「三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本方針」を策定し、再編統合に向けた三者の役割等についての方向性を示した。

さらに、同年 12 月に三田市は「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に関する基本構想」を策定し、それぞれの役割分担、財政負担、整備候補地や新病院に関する基本的な事項を示した。

このような経過をふまえて、これまで両病院が担ってきた三田・北神地域の中核病院としての診療機能を発展・向上させるとともに、安定的かつ継続的に良質な急性期医療を提供し、さらには、地域医療にかかわる人材育成の拠点病院としての役割を果たせるよう、令和 12 年度中に再編統合による新病院の開院を目指す。

なお、診療科目については、これまで三田市民病院と済生会兵庫県病院が提供してきた診療機能を継承することとし、診療圏における需要分析結果を踏まえ、新たに 12 診療科を追加設置して、35 診療科にて対応することを想定している。

また、病床数は、ピーク時の医療需要に対応するために必要な 425 床を確保する。

1.3.5 事業実施区域の選定経緯

事業実施区域の位置については、「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」から「再編統合する場合には、両病院の利用者にとって交通アクセスの利便性の変化が生じることを考慮して、両病院の中間地点付近が望ましい」との意見を受けて、三田市内で整備候補地の調査が進められた。しかし候補地として挙げられた場所にはそれぞれ特有の課題があった。このような状況の中で、神戸市から「①両病院の道路上の中間地点付近であること。」、「②緊急輸送道路として指定されている北神中央線沿いであること。」、「③病院施設を整備することができる面積を一体で確保することができること。」を理由として、現在の事業実施区域である神戸市北区長尾町宅原地域の提案があり、これを新病院の整備候補地（事業実施区域）とした。



図 1.3-1(1) 事業実施区域の位置（広域）



図 1.3-1 (2) 事業実施区域の位置 (詳細)

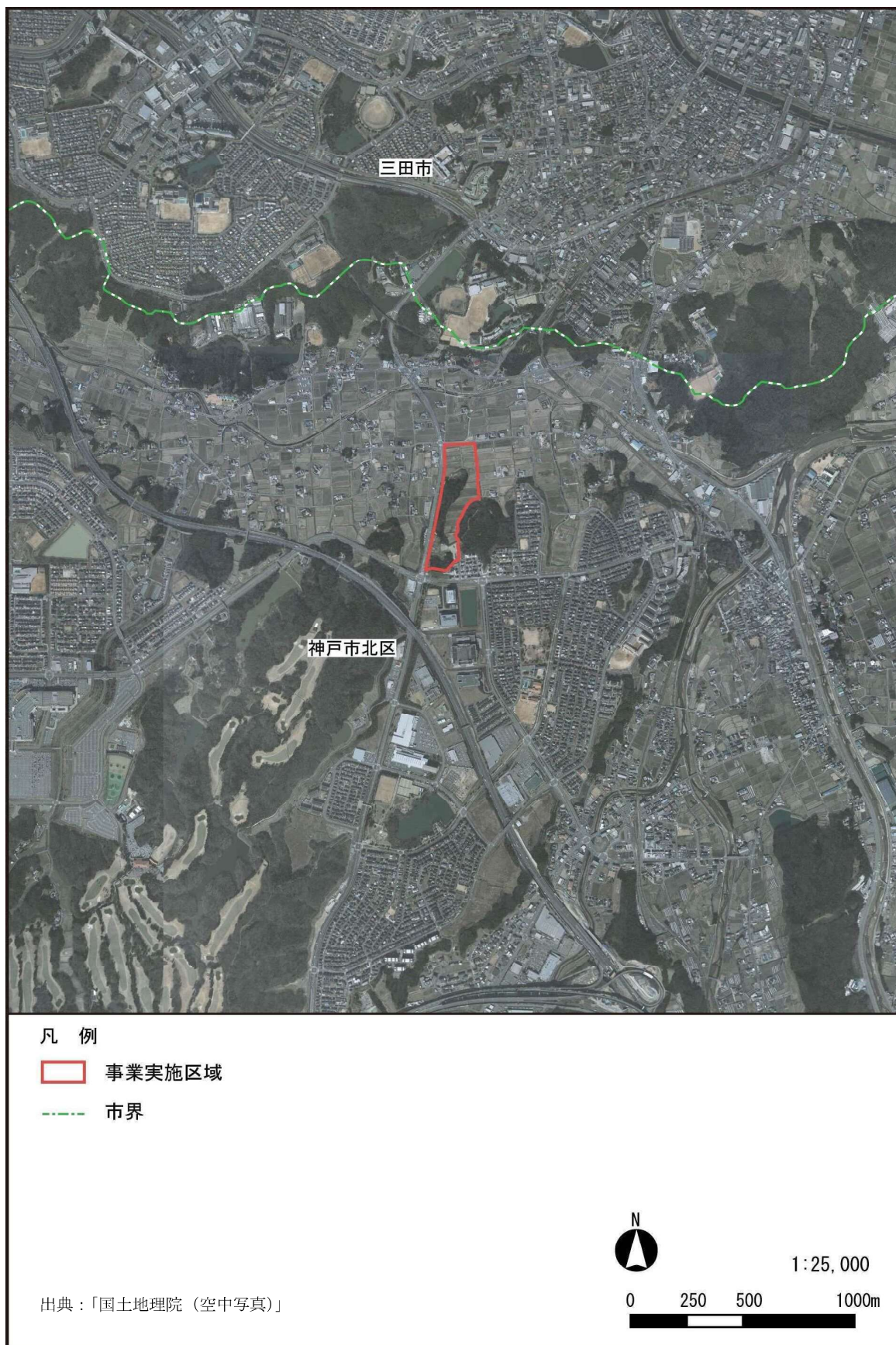


図 1.3-1 (3) 事業実施区域の位置（空中写真）

1.3.6 対象事業の計画案

対象事業の計画案は表 1.3-1 に、土地利用の用途別面積とその割合は表 1.3-2 に示すとおりである。

表 1.3-1 対象事業の計画案の概要

	第 1 案	第 2 案
計画案	【両案共通事項】 - 事業実施区域の南側（一般市道長尾線）沿道にある、まとまった樹林地（保存森林）を保存する。 - 施設関係車両等^{注)}は、事業実施区域北側の一般市道宅原線を拡幅整備し、一般市道宅原線からの出入口を設ける。 - 施設関係車両等^{注)}のうち救急車及びバスは、一般市道北神中央線から直接出入できるように検討する。 - 中高層建築物となる病院棟は敷地境界からは離隔をもって配置する。 - 北側駐車場の地下に調整池を整備する。	
	- 造成地の中央に病院棟を配置する。 - 病院棟の北側にロータリーを配置する。 - 職員用駐車場は病院棟の南側に配置する。	- 病院棟は第 1 案よりも 60m 程北寄りに配置する。 - 病院棟の南側にロータリーを配置する。 - 職員用駐車場は病院棟の北側と南側に分散させて配置する。
概要図		

注)「施設関係車両等」とは、施設供用時の利用者、施設関係者（職員の通勤、業者）の出入りによる車両、救急車等の緊急車両及びバスを指す。

表 1.3-2 土地利用の用途別面積とその割合

土地利用の用途	第1案	第2案
新建築物	約 10,000m ² (13.2%)	約 10,000m ² (13.2%)
緑地 ^{注)1}	約 8,300m ² (10.9%)	約 9,500m ² (12.5%)
拡幅道路	約 2,200m ² (2.9%)	約 2,200m ² (2.9%)
その他	約 46,400m ² (61.0%)	約 45,200m ² (59.4%)
保存森林 ^{注)2}	約 9,100m ² (12.0%)	約 9,100m ² (12.0%)

注) 1: 「緑地」には、保存森林を含めていない。緑地の面積は、都市計画法及び神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例に基づき設定した。

2: 「保存森林」は、事業実施区域の南端の、練積擁壁と敷地境界に囲まれた緑地（樹林地）を示す。保存森林の面積は、森林法を遵守し、以下に示す林地開発許可を取得するための基準を参考として設定した。

“地域森林計画対象民有林（事業実施区域では約 21,000m²）のおおよそ 25%の森林保全”

3: 事業の進捗状況により変更する可能性がある。

1.3.7 対象事業の工事計画

対象事業の工事計画は、表 1.3-3 に示すとおりである。

対象事業の工事では、事業実施区域内に広がる樹林地と農地を造成したのち、建築工事を行い、外構工事を行う。なお、事業実施区域の南側に隣接して住宅地があり、それらへの影響に配慮するとともに、周辺緑地との連続性や、動植物のまとまった生息環境の確保に配慮して、事業実施区域内の南側の小山状の樹林地は現状のまま保存する計画である。

また、工事期間中の造成土量は、切土量 163,600m³、盛土量 116,000m³を想定している。搬出入土量はできる限り少なくなるよう考慮するが、現時点では未定である。（土量は事業の進捗状況により変更する可能性がある。）

表 1.3-3 対象事業の工事計画

年度 区分	令和7		令和8		令和9		令和10		令和11		令和12	
用地調査・取得												
建築設計												
造成・外構工事												
建築工事												★

注) 1: 事業の進捗状況により変更する可能性がある。

2: ★印＝開院